

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容		手当の返還
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部長寿はつらつ課元気増進係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市重度要介護高齢者手当支給条例第9条 （手当の返還） 第9条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）